

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化とは「急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施するものです。」

無償化の対象範囲、金額は、学年齢、利用施設の種類の、保育の必要性の有無によって異なります。

認可外保育施設、幼稚園等を利用する場合、施設等利用給付認定(無償化のための認定)が必要です。

施設利用開始前に、施設等利用給付認定申請手続きを行い、施設等利用給付認定を受けてください。



保育施設

区分	対象者	利用料(※1)	施設等利用給付認定申請
認可保育所 認定こども園(保育認定部分) 地域型保育施設 企業主導型保育施設(※2)	保育の必要性の認定を受けた ①3歳児から5歳児 ②市町村民税非課税世帯の 0歳児から2歳児	無償	申請手続き不要
認可外保育施設など 一時預かり事業、 病児保育事業、 ファミリーサポートセンター 事業を含む		月額37,000円 (市町村民税非課税世帯の 0歳児から2歳児については、 月額42,000円)までの 利用料を無償	入所施設から申請書を受け取り、入所施設に提出

教育施設

区分	対象者	利用料(※1)	施設等利用給付認定申請
新制度未移行幼稚園 (市内私立幼稚園は全園)	満3歳児から5歳児	月額25,700円までの利用料を無償 保育の必要性の認定を受けた場合、月額11,300円(※3)までの預かり保育の利用料を無償	入所施設から申請書を受け取り、入所施設に提出
新制度移行幼稚園、 認定こども園(教育認定部分)	預かり保育を利用しており、 保育の必要性の認定を受けた 満3歳児から5歳児	利用料無償に加え、 月額11,300円(※3)までの 預かり保育の利用料を無償	入所施設から申請書を受け取り、入所施設に提出
	預かり保育の利用なし又は 保育の必要性の認定がない 満3歳児から5歳児	無償	申請手続き不要

(※1) 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。

(※2) 企業主導型保育施設の無償化にかかる手続きは、入所施設に確認ください。

(※3) 市町村民税非課税世帯の満3歳児については、月額16,300円。

問い合わせ先 筑紫野市役所 こども政策課 ☎923-1111(内線 412~415)